

議案第 7 号

公益社団法人北海道社会福祉士会定款の一部改正（案）について

改正理由：一般社団及び一般財団法人法において、役員等が善意でかつ重過失がない場合及びその他事業等を勘案して、公序良俗の下に許される範囲内で役員等の責任を免除することを認めており、その具体的な方法として、定款に規定することで明定されていることから、あらたに条文を追加するものです。なお、この条文は、公益社団法人日本社会福祉士会の条文を援用しています。

(新旧対照表)

改正案	現行
第 1 条～第 27 条 略 <u>(責任の免除)</u> <u>第 2 8 条 この法人は、一般社団及び一般財団法人法第 111 条第 1 項に定める役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</u> (構成) 第 <u>2 9</u> 条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。 (権限) 第 <u>3 0</u> 条 理事会は、次の職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長及び副会長の選定及び解職 (招集) 第 <u>3 1</u> 条 理事会は、会長が招集する。 2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 4 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所を記載した書面をもつ	第 1 条～第 27 条 略 (構成) 第 <u>2 8</u> 条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。 (権限) 第 <u>2 9</u> 条 理事会は、次の職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長及び副会長の選定及び解職 (招集) 第 <u>3 0</u> 条 理事会は、会長が招集する。 2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 4 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所を記載した書面をもつ

議案第7号

て、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を 発しなければならない。 (議長) 第<u>3.2</u>条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。 (決議) 第<u>3.3</u>条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除 く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第9.6条の要件を満たしたとき は、理事会の決議があったものとみなす。 (議事録) 第<u>3.4</u>条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を 作成する。 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。 第7章 顧問及び相談役 (顧問及び相談役) 第<u>3.5</u>条 この法人に、次の任意機関を置くことができる。 (1) 顧 問 3人以内 (2) 相談役 2人以内 2 顧問は学識経験者(正会員を除く。)の中から、相談役はこの法人の理事 又は監事となったことがある者の中から、総会の決議によって任期を定め て選任する。 3 顧問は、会長の求めに応じて、専門的な事項に関して助言を行う。 4 相談役は、会長の求めに応じて、この法人の運営に関して助言を行う。 5 顧問及び相談役は無報酬とする。 第8章 支部 (設置等) 第<u>3.6</u>条 1又は2以上の区域(北海道が設置する総合振興局又は振興局の	て、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を 発しなければならない。 (議長) 第<u>3.1</u>条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。 (決議) 第<u>3.2</u>条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除 く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第9.6条の要件を満たしたとき は、理事会の決議があったものとみなす。 (議事録) 第<u>3.3</u>条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を 作成する。 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。 第7章 顧問及び相談役 (顧問及び相談役) 第<u>3.4</u>条 この法人に、次の任意機関を置くことができる。 (1) 顧 問 3人以内 (2) 相談役 2人以内 2 顧問は学識経験者(正会員を除く。)の中から、相談役はこの法人の理事 又は監事となったことがある者の中から、総会の決議によって任期を定め て選任する。 3 顧問は、会長の求めに応じて、専門的な事項に関して助言を行う。 4 相談役は、会長の求めに応じて、この法人の運営に関して助言を行う。 5 顧問及び相談役は無報酬とする。 第8章 支部 (設置等) 第<u>3.5</u>条 1又は2以上の区域(北海道が設置する総合振興局又は振興局の
--	--

区域をいう。以下本条において同じ。) ごとに、この法人の支部を置く。 2 支部が置かれた区域に住所を有する正会員は、当該支部に属する。 3 支部ごとに、当該支部に属する正会員をもって構成する支部全体会を置く。 4 総会において別に定めるところにより、支部ごとに支部長その他の支部役員を置く。 5 支部役員の選任及び解任は、当該支部の支部全体会の決議によって行う。 6 支部役員は、理事会において別に定めるところにより、当該支部が置かれた区域における業務の執行について、会長を補佐する。 7 前6項に規定する事項のほか、支部の組織及び運営については、総会において別に定めるところによる。	区域をいう。以下本条において同じ。) ごとに、この法人の支部を置く。 2 支部が置かれた区域に住所を有する正会員は、当該支部に属する。 3 支部ごとに、当該支部に属する正会員をもって構成する支部全体会を置く。 4 総会において別に定めるところにより、支部ごとに支部長その他の支部役員を置く。 5 支部役員の選任及び解任は、当該支部の支部全体会の決議によって行う。 6 支部役員は、理事会において別に定めるところにより、当該支部が置かれた区域における業務の執行について、会長を補佐する。 7 前6項に規定する事項のほか、支部の組織及び運営については、総会において別に定めるところによる。
第9章 資産及び会計 (財産の管理) 第37条 この法人の財産の管理については、理事会において別に定めるところによる。 (長期の借入れ) 第38条 この法人が資金の借入れ(当該事業年度において償還するものを除く。)をするには、総会の決議によらなければならない。 (事業年度) 第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算) 第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。	第9章 資産及び会計 (財産の管理) 第36条 この法人の財産の管理については、理事会において別に定めるところによる。 (長期の借入れ) 第37条 この法人が資金の借入れ(当該事業年度において償還するものを除く。)をするには、総会の決議によらなければならない。 (事業年度) 第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算) 第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

議案第 7 号

(事業報告及び決算) 第 <u>4 1</u> 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿（正会員名簿）を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 (公益目的取得財産残額の算定) 第 <u>4 2</u> 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 4 8 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。 第 1 0 章 定款の変更及び解散 (定款の変更) 第 <u>4 3</u> 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。	(事業報告及び決算) 第 <u>4 0</u> 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿（正会員名簿）を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 (公益目的取得財産残額の算定) 第 <u>4 1</u> 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 4 8 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。 第 1 0 章 定款の変更及び解散 (定款の変更) 第 <u>4 2</u> 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。
---	---

議案第 7 号

(解散) 第 <u>4.4</u> 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。 (公益認定の取消し等に伴う贈与) 第 <u>4.5</u> 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 (残余財産の帰属) 第 <u>4.6</u> 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 4 0 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。 第 1 1 章 公告の方法 (公告の方法) 第 <u>4.7</u> 条 この法人の公告は、電子公告により行う。 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。 第 1 2 章 事務局 (設置等) 第 <u>4.8</u> 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3 前項の事務局長及び職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。 4 前 3 項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項	(解散) 第 <u>4.3</u> 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。 (公益認定の取消し等に伴う贈与) 第 <u>4.4</u> 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 (残余財産の帰属) 第 <u>4.5</u> 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 4 0 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。 第 1 1 章 公告の方法 (公告の方法) 第 <u>4.6</u> 条 この法人の公告は、電子公告により行う。 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。 第 1 2 章 事務局 (設置等) 第 <u>4.7</u> 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3 前項の事務局長及び職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。 4 前 3 項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項
--	--

議案第 7 号

は、会長が別に定める。 第 1 3 章 雑則 (雑則) 第 <u>4 9</u> 条 法令又はこの定款で定めるもののほか、この法人の運営については、理事会において別に定めるところによる。 附 則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2 この法人の最初の会長は柏 浩文とする。 3 整備法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 3 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 (施行年月日 2013 年 4 月 1 日) 附 則 1 この改正定款は、2014 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 1 この改正定款は、2 0 1 5 年 6 月 6 日から施行する。 附 則 1 この改正定款は、2 0 1 8 年 6 月 2 3 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>1 この改正定款は、2 0 1 9 年 6 月 2 2 日から施行する。</u>	は、会長が別に定める。 第 1 3 章 雑則 (雑則) 第 <u>4 8</u> 条 法令又はこの定款で定めるもののほか、この法人の運営については、理事会において別に定めるところによる。 附 則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2 この法人の最初の会長は柏 浩文とする。 3 整備法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 3 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 (施行年月日 2013 年 4 月 1 日) 附 則 1 この改正定款は、2014 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 1 この改正定款は、2 0 1 5 年 6 月 6 日から施行する。 附 則 1 この改正定款は、2 0 1 8 年 6 月 2 3 日から施行する。
--	---